

広島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年三月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

草深古市松永線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
尾道市浦崎町字平木一三七七番一 尾道市浦崎町字平木一三七八番一	尾道市浦崎町字平木一三七七番一 尾道市浦崎町字平木一三七八番一	新 旧	一〇・七〇 二〇・九〇	四・四〇 一三・二〇	八六・〇〇 八六・〇〇	地先から 地先まで